

公益社団法人長野グライダー協会所属
P Z L - ビエルスコ式 S Z D - 5 1 - 1 “ジュニア” 型 (滑空機) J A 2 5 2 4 の
航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和5年12月21日
運輸安全委員会 (航空部会)

運輸安全委員会は、令和5年1月21日、長野県長野市内長野市滑空場において、公益社団法人長野グライダー協会所属P Z L - ビエルスコ式S Z D - 5 1 - 1 “ジュニア” 型J A 2 5 2 4 が着陸した際、胴体前部下面が滑走路に接地し機体を損傷した航空重大インシデントについて、令和5年6月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

公益社団法人長野グライダー協会所属P Z L - ビエルスコ式S Z D - 5 1 - 1 “ジュニア” 型J A 2 5 2 4 は、令和5年1月21日 (土)、長野県長野市にある長野市滑空場に着陸した際、胴体前部下面が滑走路に接地し機体を損傷した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則 (昭27運輸省令56) 第166条の4第3号中に規定された「着陸時において航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和5年6月9日、航空重大インシデントとして通報を受け、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。

本調査には、航空重大インシデント機的设计・製造国であるポーランド共和国の代表が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、機長1名が搭乗して同滑空場を発航し、約2時間の飛行の後、14時00分ごろ、同滑空場滑走路04Rに着陸した際、主輪と胴体前部下面がほぼ同時に滑走路に強く接地し、滑走路中央付近まで滑走した後、停止した。



図 航空重大インシデント機

(2) 死傷者

なし

(3) 航空機の損壊

機体の胴体下面外板の損傷

(4) 気象

機長によると、本航空重大インシデント発生当時、同滑空場付近は晴れており、視界は良好、気流の乱れはなく、風向約40°、風速4～6m/sであった。

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに作成した報告書案について、関係国への意見照会を行う。